

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定により次の土地改良区の土地改良事業計画変更を認可した。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の認可があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年1月21日

静岡県知事 鈴木康友

| 土地改良区名<br>事業名<br>地区名        | 関係市町   | 認可年月日     |
|-----------------------------|--------|-----------|
| 一宮土地改良区<br>維持管理事業<br>磐田市、森町 | 磐田市、森町 | 令和7年1月10日 |